



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月31日
号外(5)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 人事委員会規則

- ※管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ※職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

○ 人事委員会告示

- ※職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正..... 3
- ※給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正..... 3

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「防災危機管理局長」の右に「、国スポ・障スポ大会局長」を加え、「、地域デジタル化連携推進室長」を削り、「文化財活用推進・新文化館開設準備室長」の右に「、総務企画室長、競技力向上対策室長」を加え、「、農業団体指導検査室長」を削り、「地域農業戦略室長」の右に「、食のブランド推進室長、みどりの食料戦略室長」を、「交通安全対策室長」の右に「、建築指導室長」を加え、「、水源地域対策室長」を削り、「県民活動・協働推進室長」の右に「、地域DX連携推進室長」を、「交流推進室長」の右に「、競技・式典室長、施設調整室長」を加え、「観光推進室長」を「産業ひとつくり推進室長、シガリズム推進室長」に改め、「ピワイチ推進室長」の右に「、農業団体指導検査室長、近江牛流通対策室長」を加え、「建築指導室長」を「水源地域対策室長」に改める。

別表第2中

琵琶湖文化館		館長		を
琵琶湖文化館		館長、副館長		に

改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第6号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規

則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表12甲賀広域行政組合の表中「、施設長」を削り、「施設長補佐、」を「所長補佐および」に改め、「、専門員、主査、主任および主事(主査、主任および主事にあつては、職員の任免、分限、懲戒、給与または服務に係る事務を所掌するものに限る。)」を削る。

付則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第7号

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

付則第12項から第15項までを削る。

別表第1知事の事務部局の項中「防災危機管理局長」の右に「、国スポ・障スポ大会局長」を加え、「、地域デジタル化連携推進室長」を削り、「文化財活用推進・新文化館開設準備室長」の右に「、総務企画室長、競技力向上対策室長」を加え、「、農業団体指導検査室長」を削り、「地域農業戦略室長」の右に「、食のブランド推進室長、みどりの食料戦略室長」を、「交通安全対策室長」の右に「、建築指導室長」を加え、「、河川・港湾室長および水源地域対策室長」を「および河川・港湾室長」に、「公文書館長」を「公文書館長 美術館副館長」に改め、「県民活動・協働推進室長」の右に「、地域DX連携推進室長」を、「交流推進室長」の右に「、競技・式典室長、施設調整室長」を加え、「観光推進室長」を「産業ひとつくり推進室長、シガリズム推進室長」に改め、「ピワイチ推進室長」の右に「、農業団体指導検査室長、近江牛流通対策室長」を加え、「建築指導室長」を「水源地域対策室長」に、「健康福祉事務所次長」を「健康福祉事務所の次長 食肉衛生検査所次長」に、「北西部支所長」を「家畜検査センター所長」に、「東京本部の本部長」を「琵琶湖博物館の課長および総括学芸員」に改め、「副館長、」を削り、南部流域下水道事務所次長 北部流域下水道事務所次長 館の課長および総括学芸員」に、「工業技術総合センターの次長および」を「工業技術総合センター」に、「食肉衛生検査所次長」を「家畜保健衛生所北西部支所長」に、「消防学校教頭」を「琵琶湖文化館副館長」に、「リハビリテーションセンター次長」を「リハビリテーションセンター次長 工業技術総合センター次長」に改め、同表学校以外の教育機関の項中「総合教育センター所長 図書館の館長」を「総合教育センター所長」に、「副館長」を「館長および副館長」に改める。

付則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第8号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「本庁農業経営課」を「本庁みらいの農業振興課」に改める。

第24条第1項第1号から第3号までの規定中「本庁検査課、」を削り、「本庁流域政策局」の右に「、本庁工事検査課」を加え、同項第6号中「本庁検査課、」を削り、「本庁下水道課」の右に「、本庁工事検査課」を加える。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

滋賀県人事委員会告示第3号

平成19年滋賀県人事委員会告示第2号(職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

第2項第1号イ中「第6条第1項第1号または」を「第6条第1項第1号、」に改め、「第8条第1項第1号」の右に「または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第3条第1項第1号(滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)第22条第1項第3号の特別休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とするものに限る。)」を加える。

滋賀県人事委員会告示第4号

昭和35年滋賀県人事委員会告示第3号(給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

第3項中「滋賀県農政水産部食のブランド推進課」を「滋賀県農政水産部みらいの農業振興課」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

